

事業検証シート

基本目標No.	2	施策No.	6	基本事業No.	2	計画No.	41
事業名	ひとり親家庭に対する支援の充実					区分	継続
目的	保護者に対する就労支援や子どもの学習支援を行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。						
手段	教育訓練講座や資格取得のために養成機関で修業する保護者に給付金を支給するとともに、子どもの学習支援会を開催する。						
事業開始年度	平成23年度		事業終了年度	年度			
成果指標				現状値の推移			目標値
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度
①子ども学習支援会受講者数 ②自立支援教育訓練給付金支給件数 ③高等職業訓練促進給付金支給件数				①63人 ②0件 ③5件			①200人 ②5件 ③6件
	令和6年度		令和7年度		令和8年度		
事業費 (単位:千円)	7,631		15,567		—		
備考	母子家庭等対策総合支援事業(国)、ひとり親家庭等生活向上事業費(県)						
事業実績	実施内容						
	①ひとり親世帯等の小学4年生から中学3年生までの子どもを対象に学習支援会を実施した。 ・開催回数 25回、登録者 6名、延べ受講者数 63名 ②自立支援教育訓練給付金の支給により、自立に向けた資格取得のための講座受講料の一部を助成する。(講座受講後に支給) ・受講中の者 2名(うち、令和6年度末修了者0名) ③高等職業訓練促進給付金の支給により、修業期間中の生活費を支援した。 ・受給者 5名(うち、令和6年度末に修了者3名)						
	事業実績(成果指標以外)		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
事業評価	達成状況	未達成					
	・子ども学習支援会の開催により、ひとり親家庭等の子どもに対する学習機会の提供、学力の向上や生活の質の充実が図られたものの、受講者数は減少傾向にあることから受講者増加のため事業の見直しが必要である。 ・自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親家庭の親が雇用や職業に関連する主体的な能力開発のための講座を受講することで、ひとり親家庭の自立促進が図られるが、令和6年度中に講座受講修了者はいなかった。 ・高等職業訓練促進給付金の支給により、修業期間中の生活の安定が図られ、ひとり親家庭の親の雇用に向けた資格取得が促進された。また、資格を取得し就職することで、経済的自立や生活の安定が図られた。						
今後の方向性	改善して継続						
理由	ひとり親家庭の子どもへの学習支援や保護者に対する就労支援を行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定と質の向上を図るため。						
重点化内容 または 改善内容	事業の周知方法を見直し、学習支援会の受講者増加を図る。						

令和7年9月18日(木)
令和7年度第2回外部評価委員会

ひとり親家庭に対する 支援の充実について

健康福祉部 こども支援課

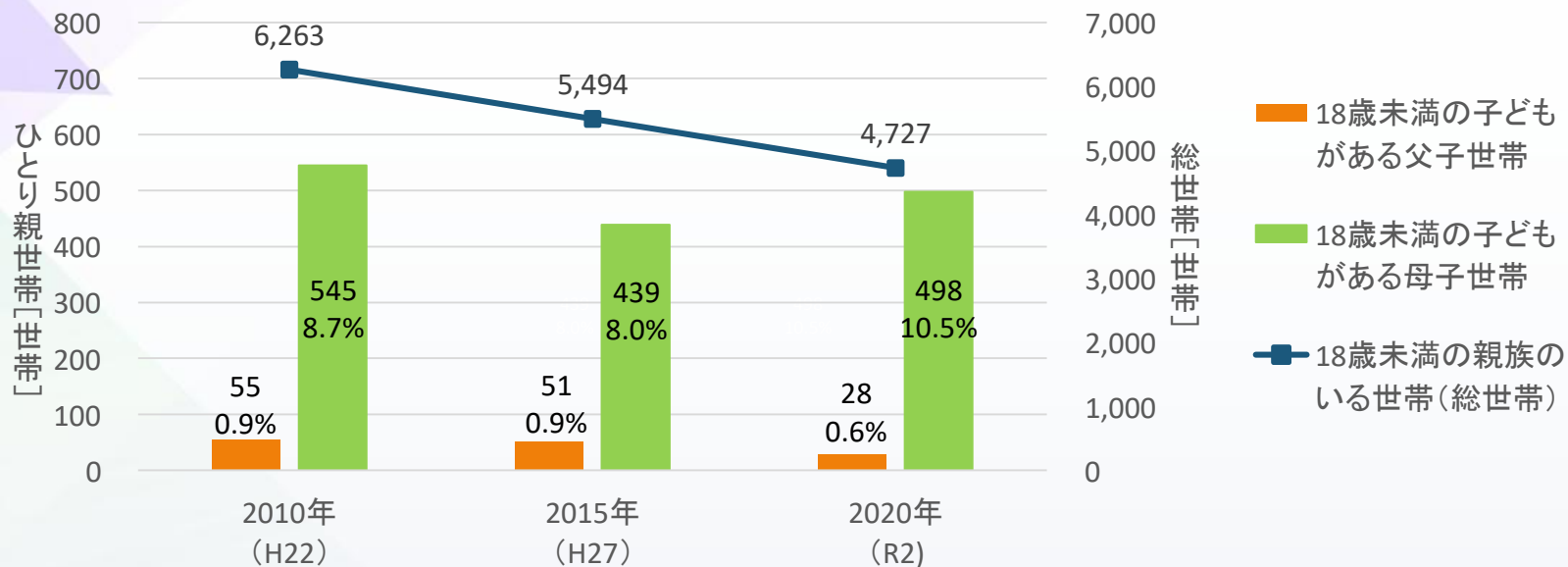
目次

1. ひとり親家庭の現状	・・・	3
2. ひとり親家庭への支援について	・・・	5
3. 市で実施している支援	・・・	6
(1)ひとり親家庭等医療費助成事業	・・・	6
(2)子ども学習支援会	・・・	9
(3)自立支援教育訓練給付金	・・・	10
(4)高等職業訓練促進給付金	・・・	12
(5)児童扶養手当	・・・	14
4. 事前質問への回答	・・・	17

1. ひとり親家庭の現状

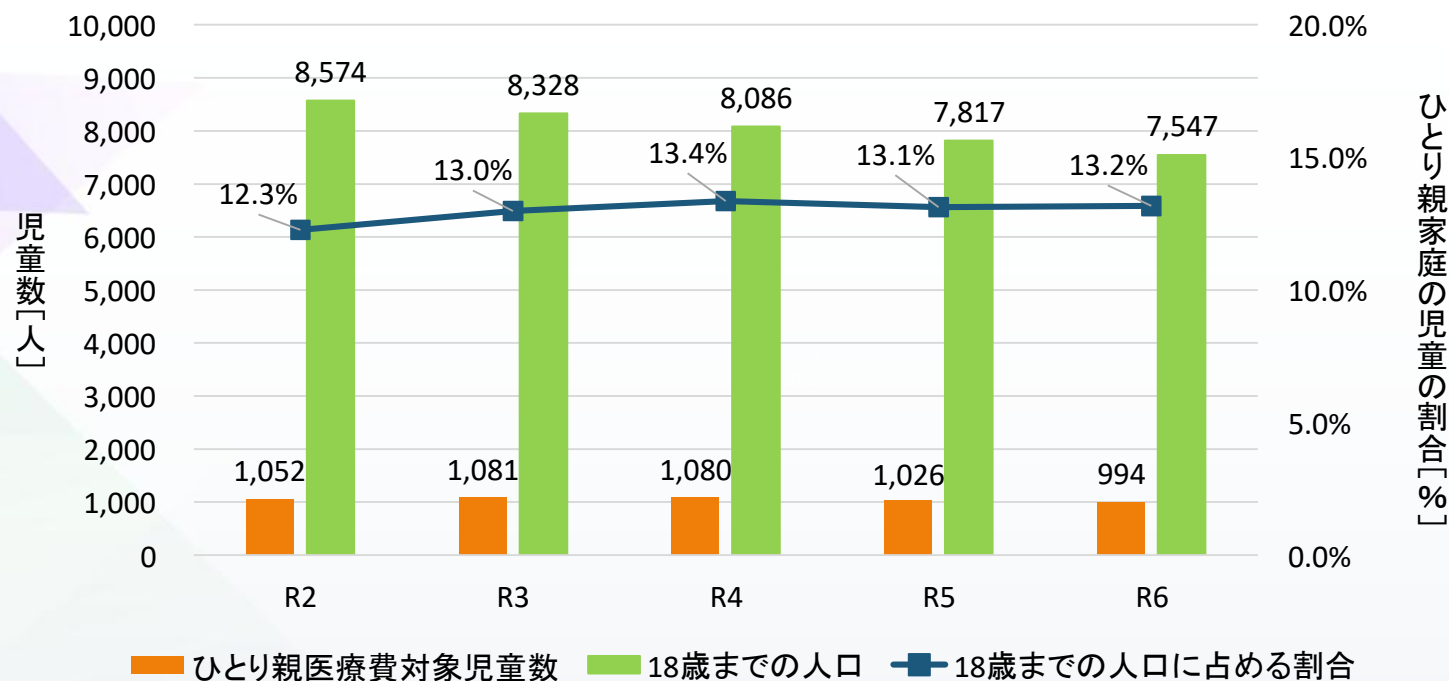
①世帯の状況(国勢調査)

- 18歳未満の親族のいる世帯(総世帯)は大きく減少
- 父子世帯は減少傾向で推移
- 母子世帯は2015年に減少したが2020年は増加



②ひとり親家庭の児童の状況

- ひとり親家庭等医療費助成事業の対象児童数は減少傾向にあるものの、18歳までの人口に占める割合は13%前後で推移



2. ひとり親家庭への支援について

4本の柱によりひとり親家庭に対する支援を推進しています

1. 子育て・生活支援

市: ひとり親家庭等医療費助成事業、
子ども学習支援会

県母連: 日常生活支援事業

2. 就業支援

市: 自立支援教育訓練給付金、
高等職業訓練促進給付金

県母連: 就業相談、就業支援講習会

県社協:

高等職業訓練促進資金貸付事業

3. 養育費確保等支援

県こどもみらい課:

公正証書作成費用補助、
養育費請求調停申立費用補助

4. 経済的支援

市: 児童扶養手当の支給

地方福祉事務所:

母子父子寡婦福祉資金貸付

県社協: 住宅支援資金貸付

県母連: 青森県母子寡婦福祉連合会、県社協: 青森県社会福祉協議会

3. 市で実施している支援

(1)ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減することにより、福祉の増進を図ります。

➤ 対象者: ①ひとり親家庭の父または母及び児童

②父母のいない児童

※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの未婚の者

➤ 給付内容: 通院・入院に係る保険診療の自己負担額

①児童 自己負担額の全額

②父または母 自己負担額のうち、医療機関ごとに1か月に
つき1,000円を超えた額

(1)ひとり親家庭等医療費助成事業

➤ 所得制限限度額

扶養親族等の数	本人の所得制限限度額	孤児等の養育者・ 配偶者・扶養義務者
0人	2,342,000円	6,216,000円
1人	2,722,000円	6,465,000円
扶養1人増すごとに	380,000円加算	213,000円加算

※所得超過した場合は子ども医療費(18歳まで完全無償化)で対応

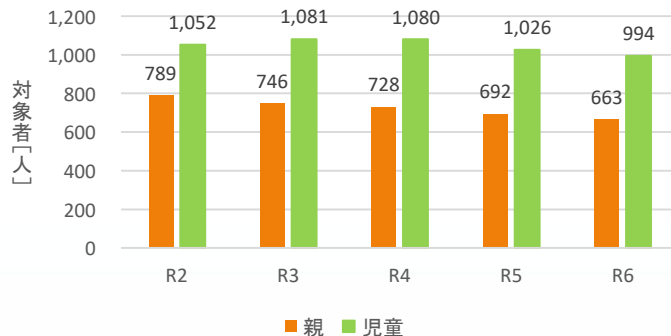
➤ 費用負担 県:1/2、市:1/2

(1)ひとり親家庭等医療費助成事業

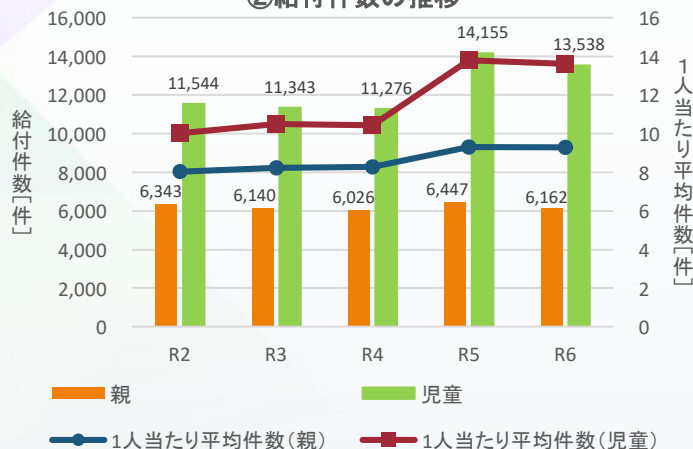
➤ ひとり親家庭等医療費の状況

- ・対象者は親、児童とも減少傾向
- ・給付件数、扶助費は増加傾向

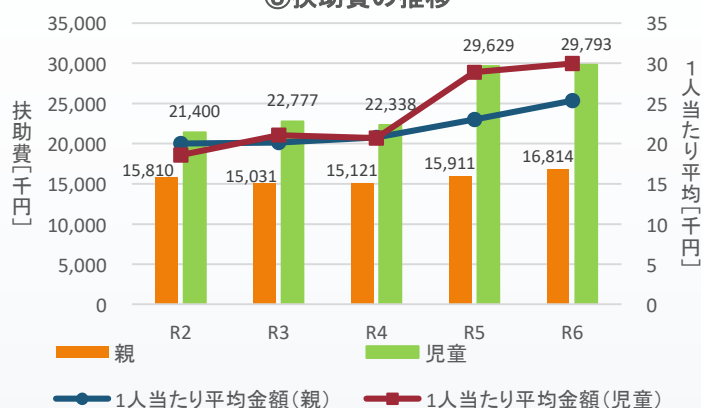
①対象者数の推移



②給付件数の推移



③扶助費の推移



(2)子ども学習支援会

【事業の目的】

ひとり親家庭や経済的理由等により塾等に通うことが困難な家庭の子どもに対し、学習支援会を開催することで、学習機会を提供し、学力の向上及び生活の質の向上を図ります。

- 対象者 ひとり親家庭及び住民税非課税世帯の小学4年生から中学3年生までの子ども
- 実績

		R2	R3	R4	R5	R6
開催回数		25回	17回	25回	25回	25回
受講者登録数		19人	10人	12人	14人	6人
	小学生	5人	4人	2人	5人	2人
	中学生	14人	6人	10人	9人	4人
延受講者数		327人	77人	122人	102人	63人

(3) 自立支援教育訓練給付金

【事業の目的】

母子家庭の母または父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ります。

【事業の概要】

➤ 対象者

母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に児童(20歳に満たない者)を扶養している者

➤ 対象となる講座

- ①雇用保険の一般教育訓練給付または特定一般教育訓練給付の対象講座
例) 簿記検定試験、介護職員初任者研修など
- ②雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象講座(専門資格の取得を目的)
例) 看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、美容師など
- ③①、②に準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座

(3) 自立支援教育訓練給付金

➤ 支給内容

- ① 一般教育訓練給付または特定一般教育訓練給付の対象講座
受講料の60% (最大20万円)
- ② 専門実践教育訓練給付の対象講座
受講料の60% (修学年数 × 40万円 (最大160万円))

➤ 支給実績

	R2	R3	R4	R5	R6
支給人数	0人	2人	0人	0人	0人
資格		介護職員初任者研修2人			
事業費		76千円			

➤ 費用負担 国:3/4、市:1/4

(4) 高等職業訓練促進給付金

【事業の目的】

母子家庭の母または父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図ります。

【事業の概要】

➤ 対象者

児童扶養手当を支給されている者又は同等の所得水準の母子家庭の母または父子家庭の父

(所得制限水準を超えた場合であっても、1年に限り対象)

➤ 対象となる資格

就職に有利となる資格で、養成機関で6か月以上修業するもの

例) 看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、美容師など

(4) 高等職業訓練促進給付金

➤ 支給内容

- ① 訓練期間中、月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円)
- ② 訓練期間の最後の1年間は4万円増額
- ③ 修了支援給付金 5万円(住民税課税世帯25,000円)

➤ 支給期間 修業する期間(最大48か月)

➤ 支給実績

	R2	R3	R4	R5	R6
支給人数	4人	4人	4人	5人	5人
資格	准看護師2人 看護師1人 保育士1人	准看護師2人 看護師2人	准看護師3人 理容師1人	准看護師2人 看護師1人 理容師1人 IOTエンジニア1人	准看護師1人 看護師2人 IOTエンジニア1人 社会福祉士1人
事業費	5,554千円	6,390千円	4,281千円	4,851千円	7,358千円

➤ 費用負担 国:3/4、市:1/4

(5) 児童扶養手当

離婚や死別などにより父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が障がい者である場合などの児童に対して、福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。

- 支給対象者：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）を監護する母等
- 手当額
 - ①子ども1人の場合（月額）
全部支給 46,690円、一部支給 11,010円～46,680円
 - ②子ども2人以上の加算額（子1人あたり月額）
全部支給 11,030円、一部支給 5,520円～11,020円
- 支給回数 年6回（奇数月）

(5) 児童扶養手当

➤ 所得制限限度額

扶養親族等の数	受給者本人		孤児等の養育者 ・配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円

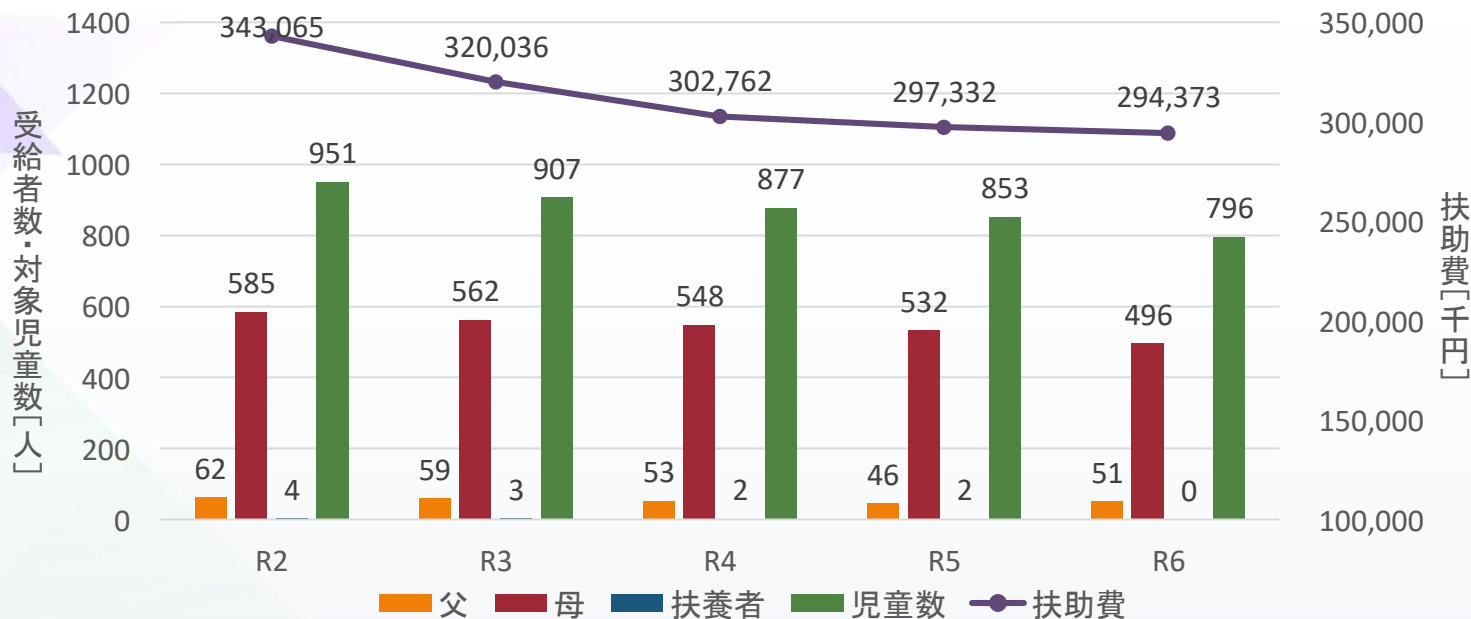
※扶養人数が1人増すごとに38万円加算

➤ 費用負担 国:1/3、市:2/3

(5) 児童扶養手当

➤ 受給状況の推移

- ・受給者数、対象児童数とも減少傾向
- ・扶助費(手当の総額)も減少傾向



4. 事前質問への回答

Q1 ひとり親家庭への支援については、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など多岐にわたると思いますが、市としてはどの辺までの支援体制なのか教えてください。

A1 市で行っている支援は、ひとり親家庭等医療費助成事業や子ども学習支援会による子育て・生活支援、高等職業訓練促進給付金などの就業支援、児童扶養手当等の支給による経済的支援のほか、こども家庭センター等による各種相談事業をなどを行っています。

Q2 十和田市のひとり親家庭の状況について教えてください。

A2 令和2年の国勢調査の結果によると、4,727世帯中526世帯、約9世帯に1世帯がひとり親家庭となっています。→【3ページ参照】

また、ひとり親家庭等医療費助成事業の対象児童数は令和6年度末で7,547人中994人、7.6人に1人がひとり親家庭の児童となっています。→【4ページ参照】

Q3 各種手当の支給手続きに来所した保護者への周知はなされているのか。また、その際に、これまでの実績等を伝えているのか。

A3 離婚手続きなどの際に、各種支援に関するリーフレットを配布しています。【資料】

定期的に市の広報、ホームページ、公式LINEによる情報発信を行っているほか、ひとり親家庭等医療費の所得状況届案内通知にチラシを同封し、周知を図っています。

学習支援会については、市内小中学校の校長会で周知を行いました。

実績等については、お知らせしていません。

Q4 資格取得のための受講料一部助成とありますが、受講中2名の方の資格を伺いたいです。
また、取得できるまで継続するのでしょうか。

A4 自立支援教育訓練給付金の令和6年度受講中2名の資格は、社会福祉士国家資格受験資格とアロマセラピスト資格です。

当該給付金は、講座修了後に給付金を支給するものです。

なお、令和6年度までは講座を修了しなければ支給できない制度でしたが、国の制度改正により、専門実践教育訓練給付の指定講座等については、講座を履修している証明書類を提出することで6か月ごとの給付が可能となりました。

Q5 高等職業訓練促進給付金の支給について、修業期間中の生活費の支援とありますが、どのような修業内容で、支給された生活費の額をお伺いしたいです。

また、修了者3名ですが、残りの2名の方には、修業終了まで支給を継続する仕組みなのでしょうか。

A5 令和6年度は看護師(2名)、准看護師、社会福祉士、IOTエンジニアの5名です。

支給内容は月額100,000円(住民税課税世帯月額70,500円)

最終年度は月額40,000円加算

修了後50,000円(課税世帯25,000円)※1回限り

支給期間は訓練修了まで継続して支給されます。(最大4年まで)

Q6

- 子ども学習支援会受講者数について、令和6年度は63人でしたが、令和8年度の目標値が200人となっております。令和6年度に比べ3倍になっている理由について教えてください。
- 目標値200人の根拠は。

A6 子ども学習支援会のこれまでの受講者数の実績より、目標値を設定しました。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
延受講者数(人)	113	183	243	187	327	77	122	102	63

Q7 学習支援会実施にあたり、登録者数6名、受講者延べ63名、支援会25回とありますが、具体的にどのように実施されたのかおしらせ願いたい。

A7 5月 受講者(登録者)、学習支援員募集
6月～翌年2月 月2～3回開催(全25回)
時間:18時から21時まで
場所:保健センター
学習内容:受講者が持参した課題や宿題に対して、学習支援員が支援

A decorative graphic in the top-left corner of the slide, consisting of several overlapping, semi-transparent triangles in shades of light blue, green, and purple.

Q8 学習支援会は、具体的にどのような見直しを考えているのか。

A8 事業の周知方法について見直しました。

例)市の公式LINEや小中学校校長会での事業の周知、
北里大学へチラシ配布(学習支援員の募集)



Q9 この事業の課題について、お伺いします。

A9 市の事業だけでなく、各機関の支援の情報が対象者に届いているかが課題と捉えています。

孤立している家庭に対しては、こども家庭センターと連携し、情報提供を行います。



ご清聴ありがとうございました

健康福祉部 こども支援課